

## 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 鈴木 茂 印



学位申請者 ホムロ・ダ・シルヴァ・エハルト

論 文 名 Jesuits and the Problem of Slavery in Early Modern Japan

### <結論>

本論文は、宗教会議の記録や日本を訪れた宣教師の報告書などの一次資料から、16世紀後半に日本で活動したイエズス会が日本人を奴隸として売買することを正当化した論理を思想史的に解明しようとしたものである。

16世紀半ばに日本へ到來したポルトガル商人は、戦国時代を背景に、戦争捕虜など多くの日本人を「奴隸」として買い取り、海外へ送り出した。こうした奴隸売買には、布教の一環として、ポルトガル商人と日本の商人や戦国大名との仲介者として活動したイエズス会の関与が知られている。近年、海外に送られた日本人奴隸については、海外の文書館等における新史料の発掘などによって、その実態の解明が進んでいる。しかし、奴隸の売買や使用は、本来なら清貧を戒律の一つとするイエズス会には許されないことであらながら、それらを行なったイエズス会士らはどのように日本人奴隸を正当化してたのかについての法的・神学的論理の解明は、本論文が指摘するようく、研究史の中で見過ごされてきた。その意味で、本論文は、近世日本人奴隸研究に新たな視角から切り込んだ力作として高く評価することができる。最終試験においても的確な補足説明と質疑応答がなされ、審査委員会は全員一致して、本学博士学審査基準に基づき、本論文に対して博士（学術）を付与することが妥当であると判断した。

### <論文の概要>

本論文は総ページ数 608 ページの英語論文で、「序章」(Introduction)、「結論」(Conclusion)のほか、本論 8 章、付録

(Appendix)として史料5点、関連年表、参考文献からなっている。構成は以下のとおりである。

## Introduction

Chapter I Perspective and Crumbs

Chapter II The Keys of Justification

Chapter III Doctrinal Expansion

Chapter IV Legitimizing Social Forces

Chapter V Jesuit Solutions

Chapter VI The Land of the Gods

Chapter VII Changing Attitudes

Chapter VIII Secular Takeover

Conclusion

Appendix

Bibliography and Sources

「序」(Introduction)では、本論文の目的と研究史上の意義が提示される。近年、日本人奴隸問題に関する関心が高まり、かつてのスペイン・エスパニーヤ領内のメキシコやフィリピンなどで発見された新史料に基づく研究が増えていることを紹介したのち、それらは主に日本人奴隸貿易の構造とその空間的広がりに焦点を当てたものであることを指摘する。15世紀半ばに来日したイエズス会は、布教活動の一方で、会の運営に「下人」「所従」などの日本の隸属的身分の人々を「奴隸」とみなして使役したほか、ポルトガル商人による日本人奴隸の売買にも関与していたことが知られているが、それがいかなる法的・神学的論理によって正当化されていたのかは明らかにされていないとする。これに対し、本論文では、16・17世紀の日本人奴隸に関する先行研究を改めて整理し、イエズス会が使役した人々に関する規則と日本人奴隸化をめぐる神学的解釈を解明することを通して、日本人奴隸を思想史の問題として再設定するという目的が提示される。そして、この分析を通して、イエズス会が日本人の奴隸化を支持するいかなる法

的・神学的論理を整備したのか、なぜ 16 世紀末にそれを放棄して日本人の奴隸化を非難するようになったのかが明らかになるとの展望が示される。Introduction ではさらに、論文の構成と利用する主な史料の紹介、本論文で使用する略号一覧が示される。

第 1 章では、最初に日本人奴隸貿易に関する研究史の整理がなされる。レオン・パジェス『日本切支丹宗門史』（仏語原著 1869-70 年、邦訳 1938-40 年）を嚆矢として、福地源一郎『長崎三百年間－外交変遷事情』（1902 年）、姉崎正治『切支丹伝道の興廃』（1930 年）を経て、岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』（1936 年）によって戦前の研究は一つの到達点に達した。これらの研究によれば、ザビエル来日後間もなくポルトガル商人による中国人・日本人の購入が始まり、イエズス会はポルトガル商人と奴隸を供給した日本の商人や地方大名との仲介役を果たしていたが、やがて布教の妨げになるとしてポルトガル国王に禁止を働きかけ、1570-71 年のポルトガル国王セバスティアンによる禁止令につながる。この王令は有名無実化し、1587 年に豊臣秀吉が禁止した後も、イエズス会は密貿易を黙認していたが、1590 年代半ばに非難に転じ、日本人の奴隸化の全面的禁止を求めるものの、ポルトガル領インドの有力者の反対によって失敗したとされる。

第二次世界大戦後の研究としては、牧英正（『日本法史における人身売買の研究』1961 年、『人身売買』1971 年）があるが、日本人奴隸貿易の歴史的展開については、以上のような捉え方を踏襲している。

また、1990 年代、藤木久志『雑兵たちの戦場－中世の傭兵と奴隸狩り』（1995 年）は奴隸が生み出されるメカニズムを克明に描き出したが、ポルトガル人などヨーロッパ商人の介在には重点がおかれていない。一方、近年、盛んとなってきた「日本人ディアスポラ」研究とも呼ぶべき、海外に離散した日本人奴隸に関する研究は、貿易のメカニズムと世界各地における日本人奴隸の発掘に注目してきたものの、正当化的論理には関心が払われていないと指摘する。

第 2 章では、イエズス会による奴隸化の論拠を、ヨーロッパにおける正戦論の伝統から跡づける。奴隸の合法性 (legitimacy) に関しては、戦争との関係から古代ギリシャ・ローマの時代より議論され、中世に

入ると十字軍やイベリア半島のレコンキスタの過程で、キリスト教徒の敵とされたムスリムとの戦いは正当な戦争と見なされ、捕虜は合法的な奴隸とされた。その論拠は、奴隸はモノ (res) というローマ法的概念から奴隸を人格 (persona) とみなすキリスト教的概念に変え、正当な戦争 (just war) による捕虜が合法的な奴隸であるとする、トマス・アクィナスのモラル神学 (moral theology) であった。こうした考え方方がアジアにおける奴隸制をめぐる議論にどのように引き継がれたのかが、16世紀、ゴアを拠点にアジアでの布教活動を始めたイエズス会が、自らの奴隸使用と清貧という戒律との葛藤を克服する過程から考察される。最後に、中世以降、法的には奴隸制が存在しない日本において、「下人」「所従」「奴」といった隸属的身分の人々を、ポルトガル人が奴隸とみなす正当性の論拠を提供することによって、神学者が日本人奴隸を「発明」したとする。

第3章は、1567年の第1回ゴア宗教会議での奴隸をめぐる議論の考察に当てられている。この会議は、ゴア神学校長フランシスコ・ロドリゲスを中心に、イエズス会士や神学者が集まって、植民地社会でのヨーロッパ人の生活規範やアジアでの布教上の様々な問題を討議するために開かれた。会議の結果はゴア教令 (Goa Decrees) としてまとめられており、本章はその中の奴隸問題に関する規定に注目する。会議ではアジアで奴隸扱いされる人々を合法的な奴隸と非合法的な奴隸に分類し、適切な手順で奴隸化される5つの基準を規定した。すなわち、(1) 世襲奴隸 (奴隸の母親から生まれた子)、(2) 正当な戦争、(3) 自らの身売り、(4) 父親が子を売る (5) 現地法による処罰、である。また、アジア人の奴隸化は布教活動と重ね合わされ、「不信心者」 (infidels) がキリスト教徒になる段階と理解された。

合法性の基準判定に使われた理論が、二者択一の場合、最も安全なものが選ばれるべきだとする「安全採用説」 (tutiorism) で、奴隸の合法・非合法の判断に際しては、まず非合法を優先し、当事者を取り調べ、手順の合法性を証明することで奴隸化の正当性を認めるものとされた。その際、ポルトガル領外の地域の法律が正当な場合にも、奴隸の合法性を認めた。

同様の原則は、1560 年代から 1600 年までのポルトガル領インドにおける神学上の議論をまとめた、ポルトガル国立文書館 (Torre do Tombo) 所蔵の「写本 805」(Codex 805)にも見られるという。その骨子は、ザビエルの後を受けて日本で活動していたイエズス会士コスメ・デ・トレースが、ゴア神学校長フランシスコ・ロドリゲスに対し、奴隸貿易の仲介者としてのイエズス会士の役割の是非を問い合わせたところ、現地の事情に通じているイエズス会にその判断を委ねる旨の回答が寄せられたというものである。

第 4 章では、第 1 回ゴア宗教会議を受ける形で、1570-71 年にかけてセバスティアン王が公布した日本における奴隸貿易禁止の勅令の内容とその意義が検討される。この禁止令は、奴隸貿易が布教の妨げになっているとの理由から、日本のイエズス会士が求めていたものでもあったが、ほとんど効果は上がらなかった。ゆえに、パジェスの研究を深めた岡本良知は、この禁止令は失敗したと見なし、牧英正も同様の結論を下した。イギリスの著名な歴史家チャールズ・ボクサーも同様の見解を示している。これに対し、本論文では、禁止令に付随して交付された複数の法令を検討し、この禁止令は非合法の奴隸売買を禁じる一方、合法と判断された奴隸の売買は認めていたのであり、その合法性の判断はイエズス会に委ねられ、日本におけるイエズス会の優位を保証することになったとする。イエズス会は奴隸貿易の許可証を発行する権限を与えられ、むしろ奴隸貿易に加担することを通じて、日本人奴隸が世界に広がる結果を招いたと結論づけている。

第 5 章では、1560 年代からインド巡察使アレッサンドロ・ヴァリニャーノの来日（1579 年）までの、イエズス会日本支部による奴隸問題への対応が検討される。セバスティアン王の勅令を受け、日本での布教を統括していたコスメ・デ・トレースは奴隸貿易を管理し、不正な貿易を防ぐために許可証の発行を開始したが、そのきっかけとなったのは、豊後の日本人との間の奴隸取引の仲介であったと指摘する。豊後の大名大友家は、東南アジアの王朝との外交関係を深めるために日本人女性を送り出しており、ポルトガル商人との関係も、その延長として捉えられる可能性があることを示唆する。

本章の後半は、ヴァリニャーノの奴隸正当化論が分析される。ヴァリニャーノは、アジア人を「黒いアジア人」と「白いアジア人」に分類し、日本人は中国人とともに後者に入れ、前者より上位に位置づけた。また、イエズス会の中で使用する奴隸を *famuli*、国外に輸出される奴隸を *servi* とラテン語で表記することで定義を曖昧にし、後者は奴隸扱いされるものとして、イエズス会の権限で奴隸貿易許可証を発行した。

最後に、『日葡辞書』等の史料から、日本の下層身分の呼称とポルトガル語、ラテン語との対照関係を一覧表にし、イエズス会士たちが、自ら作り上げた奴隸化の基準に照らして、日本国内の「不自由労働者」とポルトガル人の主従関係をどのように位置づけたかを明らかにしている。

第6章では、1587年の豊臣秀吉による人身売買禁止令へのイエズス会の対応が扱われる。九州に遠征した秀吉は、当地での人身売買と海外への輸出を目の当たりにすると、1587年6月、相次いで人身売買禁止令とバテレン追放令を公布した。これによって、イエズス会は自らの奴隸使用の見直しなど、新たな対応を迫られたが、秀吉は引き続きポルトガルとの貿易を望んでおり、しばらくは小康状態が続いたとする。

第7章では、秀吉の人身売買禁止令の公布後、奴隸問題をめぐるイエズス会の姿勢が大きく転換する経緯が検討される。最初に、ヴァリニャーノの奴隸容認論が再検討され、実質的にヴァリニャーノの著作である『デ・サンデ天正遣欧使節記』(1590年)で、アジアにおいてポルトガル人の支配下にある場合を「許容できる奴隸制」(tolerable slavery)、ポルトガル人以外の主人を持つ場合を「悲しい奴隸制」(sad slavery)と分類していることが紹介される。同書ではさらに、奴隸の輸出に関して、奴隸を売る日本人が悪いのだと少年使節に言わせている。このヴァリニャーノの奴隸容認論の背景には、「安全採用説」に代わる「蓋然論」(probabilism)への傾倒があったとする。日本には、ヨーロッパの基準に合致するような正当な戦争は存在せず、したがって合法的な奴隸は存在しないが、現状の隸属状態にある人々の所有を、

所有者に有利な *possidentes* (所有権尊重) と *bona fides* (善意) の原則に従って容認したというのである。

1591年に秀吉の朝鮮侵略が始まると、多数の朝鮮人捕虜が日本に連行され、奴隸貿易は活況を呈する。1596年、イエズス会日本司教ペドロ・マルティンスは、長崎に着任すると奴隸貿易を非難し、関与した商人を破門するよう命じた。フランシスコ会の来日（1593年）と布教活動の開始によってイエズス会の独占が破られたこと、ローマのイエズス会本部からの命令、朝鮮人捕虜の連行による奴隸の増加が関係していると推定されるが、マルティンス自身も、一旦日本を離れて管区本部のマカオに戻り、奴隸問題を議論している。この方針は、マルティンスの後継者として1598年に来日するルイス・デ・セルケイラに引き継がれ、セルケイラは、長崎に宣教師を集めて開いた会議を経て、奴隸貿易の全面禁止と違反者の破門を決定した。奴隸貿易容認から全面禁止への方針転換の理由を、本論文は「蓋然論」から「安全採用説」への回帰に求める。これによって、イエズス会による日本人奴隸正当化の問題は決着し、以後、奴隸の合法・非法の判断は世俗権力に委ねられることとなったとする。

第8章は、イエズス会による日本人奴隸全面禁止に対するポルトガル領インドの支配層の抵抗が検討される。日本人奴隸の全面禁止に転じたイエズス会は、1570-71年のセバスティアン王による勅令の再制定を働きかけたが、ゴアやコーチンのポルトガル人は反対の声をあげ、本国の国王にイエズス会の措置の無効を訴えた。対応に苦慮した国王フィリペ2世は両者の言い分を探り入れた曖昧な返答をしたため、1570-71年の勅令の再制定は失敗に終わった。その後、江戸幕府は1612年、14年に禁教令を公布して日本におけるイエズス会そのものの存立が不可能になり、最終的に家光による「鎖国令」（1639年）につながった。

「結論」（Conclusion）では、本論文の主要な成果として、日本人奴隸の正当化は神学的な課題であったこと、イエズス会士が日本人奴隸の正当性を判断する基準を構築していく過程、日本人の奴隸化についての議論とアフリカ黒人やブラジル先住民の奴隸化の議論に共通点

があること、以上 3 点が明らかになったことが挙げられている。そして、本論文全体を通して、近世日本のイエズス会の活動を考察する際に、宣教師と神学との歴史的な関係を考慮する重要性を示すことができたと結んでいる。

### 審査の概要及び評価

16 世紀半ばに来日したポルトガル人は、マカオを拠点に中国の生糸と日本の銀の中間貿易を行なうが、そのかたわら、戦国時代の戦場で主に入狩りで集められた人びとを奴隸として海外に送り出した。しかしこの「奴隸売買」に関する記録はほとんどない。公にできない闇の取引であったからである。ザビエルの来日以来、イエズス会士は布教に当たる一方、布教の一環としてポルトガル商人と日本の商人や地方の大名との仲介者として活動したが、奴隸の売買にも関与したのである。さらにイエズス会自身も人出不足から布教や会の運営に、ヨーロッパの基準に照らして奴隸とみなされた「下人」や「所従」、「奴」を使用せざるを得なかつた。

しかし清貧を戒律の一つとするイエズス会が奴隸を使用することは本来許されることではない。日本のイエズス会は、この「下人」たちをどのように位置づけるべきなのか。初期のポルトガル人は日本の「下人」や「奴」を奴隸とみなしたが、日本には中世以降、法的には奴隸制は存在しない。この問題はどうすれば理論的に解決できるのか、彼らが合法か非合法かはイエズス会にとって重要な問題であった。

わが国の日本史研究には、キリストian 史研究という特別の分野がある。パジェスの研究を皮切りに、明治以降、姉崎正治をはじめ日本人、外国人によって研究が進められ、多くの研究蓄積がある。現在も途切れなく研究は続けられ、研究対象も多岐にわたっている。ところが、本論文が取り上げた日本人奴隸をめぐる問題に関しては、戦前の岡本良知（『十六世紀日欧交通史』）、新しくは藤木久史（『雑兵たちの戦場』）、ルシオ・デ・ソウザ/岡美穂子『大航海時代の日本人奴隸』）を挙げられるのみであり、まとまった研究はほとんどない。その意味で、本論文で分析されたように、日本人奴隸の正当化のためにイエズス会がかくも慎重かつ綿密に検討していたことは、これまでほとんど知られていなかつたと言える。本論文がキ

リシタン時代における奴隸問題の重要性を明らかにし、日本のキリスト教研究の盲点を突いたことは高く評価されてよい。日本の奴隸問題についても明治以降の先行研究を的確に跡付けている。

本論文には、さまざまな注目すべき問題提起が見られる。

第1に、奴隸の分類について、a通常、奴隸はブラジルを含む新大陸の生産奴隸とそれ以外の地域の家内奴隸に分類されるが、それを同じ俎上に載せて議論することを本論文は提案している。たしかに、経済的・社会的観点からは従来の二分法は妥当であるものの、本論文のように法理論・神学的側面からは、同一のレベルで論ずることも可能であろう。

第2に、本論文の核心ともいえる、1570-71年のセバスティアン王による日本人奴隸売買禁止令の解釈についてである。本論文で指摘されるように、岡本良知はパジェスの日本人人身売買の研究を新たな史料を用いて発展させたが、この禁止令は失敗したものとみなした。通説といえるこの岡本の禁止令失敗説に対して、本論文では、この禁止令は失敗どころか、貿易許可証の発行を通じて、同会の日本における優位を保証し、日本人奴隸が世界に広がる結果となったと主張している。

第3に、アジア布教活動のリーダーとなったヴァリニャーノの奴隸容認論についても重要な問題提起がなされている。1579年インド巡察師ヴァリニャーノの来日まもなく（1582年）信長が死去し、秀吉が天下人となり、1598年に没するまで日本を統治する。この間、コエーリョ管区長のもとでキリスト教は九州を中心に普及し、キリスト教徒は30万人以上を数えたとされている。ヴァリニャーノは日本の習慣に適応しながら教勢拡大に努める。例えば、キリスト教徒たちを含めた権力者の蓄妾や離婚問題、商業上の利子取得ウスラに関して、「やむを得ざる不知」として黙認する、いわゆる「適応主義」（Accommodation）を探った（高瀬弘一郎『キリスト教の世紀』）。奴隸もその1つと考えられる。本論文は、ヴァリニャーノの奴隸容認論の背景には、当時ヨーロッパで生まれた「蓋然論」

（probabilism）という理論があるが、1590年代末のセルケイラによる全面禁止への転換の背景には「安全採用説」（tutiorism）への回帰が見られるとの指摘した。この指摘は、日本の奴隸問題を神学の議論一般と関連づけて考察する視点として重要である。

最後に、以上のような新たな問題提起を、本論文はリスボン、マドリード、ローマ、マカオなど海外の文書館での史料調査を行い、イエズス会の書簡や出版物、神学手引書などの参考文献を幅広く涉獵し、ラテン語を含む欧文史料を丹念に読み込んでいる点も、高く評価できる。とりわけ、ゴア宗教會議に関連する一連の文書とポルトガル国立公文書館（Torre do Tombo）所蔵の「写本 805」（Codex 805）を用いたイエズス会の日本人奴隸正当化論の分析は、独創的で読み応えがある。

ただし、本論文には、いくつかの問題も残されている。まず、日本における「主人と奴隸」の関係を、一貫して「労使関係」（labour relations）という階級関係として把握しているようであるが、中世末期・近世初期の日本社会という歴史的文脈を考えれば、「身分関係」としての理解も検討すべきであろう。また、奴隸問題をめぐるイエズス会の方針転換に関する提起された「蓋然論」（probabilism）から「安全採用説」（tutiorism）への回帰があったとの主張は、問題提起としては興味深いが、その証明にはもう少し具体的な事実による裏づけが必要であろう。さらに、叙述方法については、日本の奴隸問題を論じる前提として、古代・中世の奴隸と戦争の関係について多くのページが割かれているが、そのことによって叙述の焦点が分散し、記述が冗長になりがちで、重複や未整理な部分も散見されるという難点が指摘された。タイトル通りに、日本の問題に限定した方が簡潔で、読者に著者の意図がよく伝わったのではないかと思われる。

なお、史料に関しては、日本関係史料については、先行研究で紹介された史料解釈や英語翻訳史料集を参照して論述されており、言語的な壁を乗り越えられなかった点が惜しまれる。。

とはいっても、こうした問題点は、決して本論文の本質的価値を損なうものではなく、今後の課題として検討を求める事柄であると確認された。

最終試験では、エハルト氏による概要説明の後、質疑応答が行われた。審査者からは、上述の問題点を中心に、セバスティアン王による日本人売買禁止令に関して、通説とされてきた失敗説に異を唱える根拠と、他の研究者による同様の批判の有無、日本における「主人と奴隸」の関係を「身分関係」としてではなく、「労使関係」として把握

する理由、奴隸化の対象としてのアジア人・アメリカ先住民とアフリカ人の差異、「神学的」論理の検討という場合の「神学的」の意味などについて質問が出された。これに対し、エハルト氏は、本論文の内容に即して的確に応答する一方、本論文で解明できなかつた問題についても自覚しており、今後の研究に活かしていくことが確認された。

以上の審査過程を経て、審査委員会は全員一致で申請者に博士（学術）の学位を授与することに決した。